

杜撰な証拠書類！

大谷川さん年休裁判はこれまで15回の弁論が開催されました。

会社は平成27、28年度、大谷川さんの年休申請（時季指定）に対して行使した時季変更権の正当性を立証しようと55件の証拠書類を提出してきました。

しかし、原告側が精査したところ**55件のうち23件に誤りがあり、数値の誤りは51箇所**に及んでいます。

また、関連して提出された年休の内訳一覧にも**11件の記載誤り**がありました。さらに**事務主任、事務主席2名、見習乗務員6名を乗務員配置数に計上**するなど極めて杜撰な証拠書類となっています。

最終的にあと数件の誤りが認められます。

年休(権)の軽視！

そもそも慢性的な要員不足はさることながら、勤務指定にあたり、年休よりも休日（公休・特休）、乗務以外の勤務（日勤・研修・出張その他）を優先させ**年休を一番後回し**にし、残り枠があれば年休としていること。

年休を申し込んだ日を休日（公休・特休）にして**年休の申し込み（時季指定）はなかったもの**としていること。

前月20日（当時）までに年休申し込み（時季指定）を**仮の申し込み**としていること。

最終的な**時季変更権の行使を5日前**としていること。

2暦日勤務の**2日目の年休（時季指定）を一律に認めない**こと等など会社は年次有給休暇という法が保障する労働者の権利を無視し、**年休（権）を軽んじている**ところに根本的な原因があるのです。

この裁判を通して会社の年休はじめ勤務の取扱いを是正させ働きやすい職場環境創りを目指して闘っていきます。

次回弁論期日

**9月15日(木)、14時30分から
大阪地裁202号法廷**